

○里親トレーニング事業について

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

- ①普及促進
 - ・ 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修(養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施)
 - ・ 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
 - ・ 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・ 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・ 里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・ 里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

里親トレーニング事業(新規)

- (里親登録後の)新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング
- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
 - ・ ケースワーカーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
 - ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県(児童相談所)に登録して委託を推進

実施主体

- ・ 都道府県・指定都市・児相設置市
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親トレーニング事業について(イメージ)

1. 事業概要

(里親登録後の)新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング

- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
- ・ ケースワーカーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
- ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県(児童相談所)に登録して委託を推進

2. ケースワーカーが行う業務内容(1週間の流れ) ※1里親あたり概ね2、3か月程度実施

施設(里親宅)へ
の実習(月1回)

外部講師による講
義・ワークショップ
等(月1回)

里親宅にて実際に児童を委託した場合
のケースワークを実施

- ① 新規里親・未委託里親のリストアップ(都道府県児童福祉審議会にて里親認定後、随時更新)
- ② 里親宅訪問する際の日程調整等の事前準備
- ③ 里親宅訪問時ケースワークから見えてきた課題・対応方法等、次回訪問時において支援する内容の整理
- ④ 各里親のスキル習熟度の進捗よく状況管理
- ⑤ トレーニングを終えた里親リストの作成、都道府県(児童相談所)への登録
- ⑥ 毎月実施する外部講師招聘講義、施設及び既に児童が委託されている里親宅への実習の調整・準備

月曜日

火曜日

水曜日

木曜日

金曜日

里親宅訪問

事務所勤務

3. 里親トレーニング内容

※「社会的養護とは」といった座学はすでに、里親認定・登録前の研修で行っている。本事業は養育していく中で直面する様々な事例について、ケースワーカーと里親(及びその家族)で議論し、養育の質を獲得することをもって、即戦力となる里親を確保することを想定。
 <様々な事例の例>

- ① 里親委託当初直面する事例の検討(例:児童による試し行動(ものを壊す、里親の腕を何回もかむ等))
- ② (実子がいる場合)里子と実子との関係での事例の検討(例:実子が里子に対しひがむ等)
- ③ 真実告知に関する事例の検討(例:どのようなタイミングで里子に真実告知を行うか等)

○都道府県推進計画と家庭的養護推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるように行ける限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設:児童養護施設、乳児院 ※2 推進期間:平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

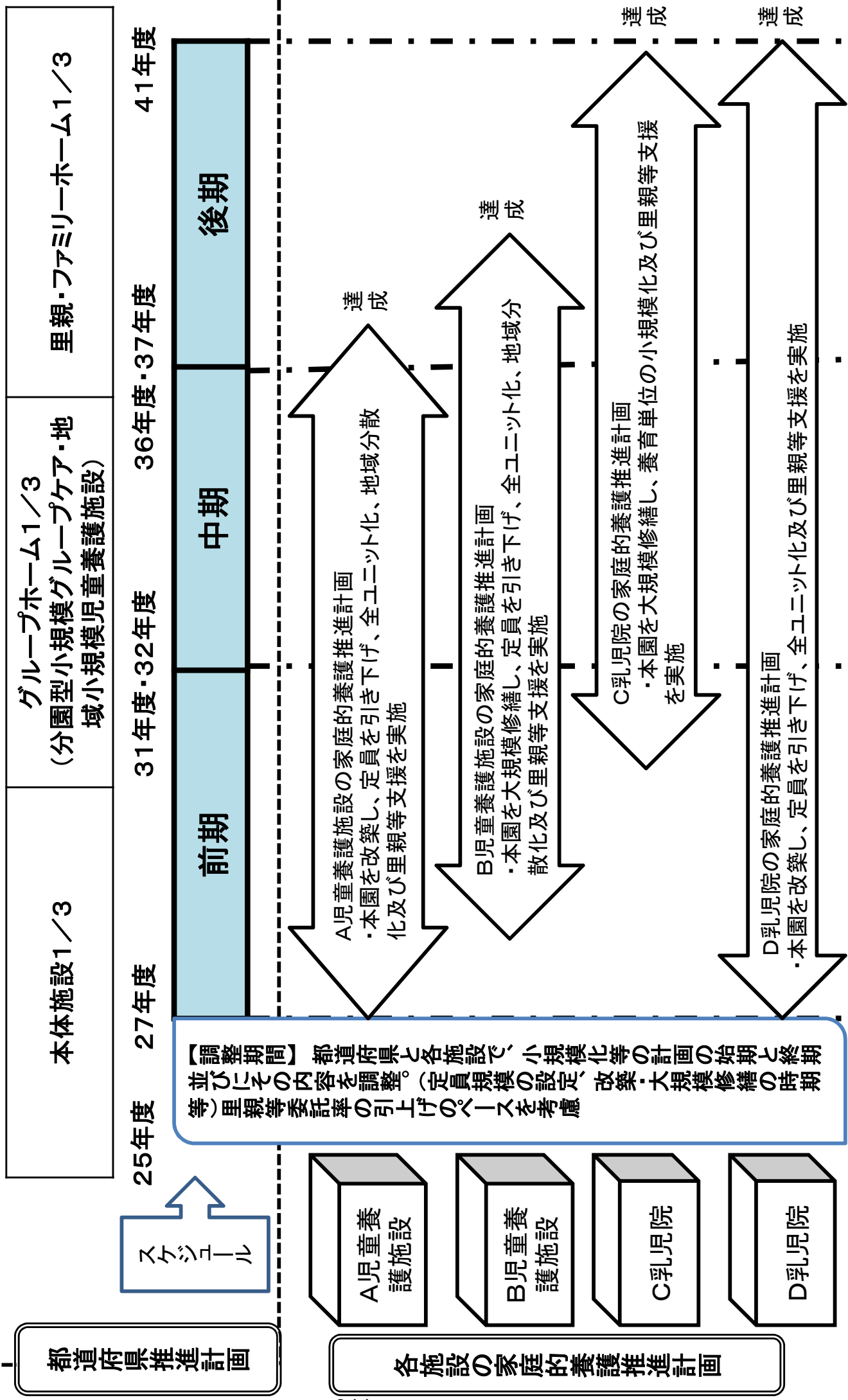
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図られるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか

就学児童 5.5:1 (→4:1)

3歳以上 4:1 (→3:1)

3歳未満 2:1

* ()は27年度予算案

595か所

定員 34,044人

現員 28,831人

地域小規模児童養護施設

(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員 6人 職員 2人 + 非常勤 1人 + 管理宿直

25年度 269か所 → 26年度 目標 300か所

小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ 6~8人 (乳児院は 4~6人)

職員 1人 + 管理宿直 を加算

25年度 943か所 →

26年度 目標 800か所 達成済(乳児院等を含む)

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合 幼児(小学校就学前)

131か所

定員 3,857人、現員 3,069人

里親等

委託率

里親 + ファミリーホーム

養護 + 乳児 + 里親 + ファミリーホーム

26年3月末 15.6% → 26年度 目標 16%

→ 将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1

児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「26年度目標」は、子ども育てビジョン

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数、委託児童数、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数は、平成25年10月1日家庭福祉課調べ。

小規模住居型児童養育事業

(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員 5~6人

養育者及び補助者 合計

わけて 3人

25年度 223か所

→ 26年度 目標

140か所 達成済

→ 将来像 1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童 4人まで

登録里親数 9,441世帯

うち養育里親 7,489世帯

専門里親 652世帯

養子縁組里親 2,706世帯

親族里親 477世帯

委託里親数 3,560世帯

委託児童数 4,636人

→ 26年度 目標

養育里親登録 8,000世帯

専門里親登録 800世帯

児童自立生活援助事業

(自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する

児童等が共同生活を営む住居に

ついて自立支援

25年度 113か所

→ 26年度 目標 160か所

○18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていたことから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成23.3.5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 (退所児童等アフターケア事業)について

○ 事業内容

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

○ 事業イメージ

※ 平成20年児童福祉法改正により、20歳に達するまでの自立援助ホームへの新規入居が可能になった。(以前は児童養護施設等と同様に新規入居は18歳に達するまで)

→ これまで想定していなかった18歳、19歳の新規入居者に対する支援の必要性

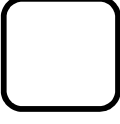
(新規)心理担当職員の配置(非常勤1名)

支援内容

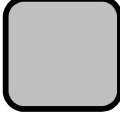
- ・特に支援が必要な18歳以上の児童等(※)に対し、心理面から支援

※特に支援が必要な児童(例)

- ・1度就職したが、離職した入居者



…既存
(事業)



…新規
(事業)

職員配置：常勤2名、非常勤1名(定員6名の場合)

支援内容

- ①就労への取り組み姿勢、職場の対人関係の援助・指導
- ②対人関係、健康管理、金銭管理等日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ③職場開拓、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- ④児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察等関係機関との連携
- ⑥自立援助ホームを退居した者に対する生活相談など

支援対象
年齢

15 歳

16 歳

17 歳

18 歳

19 歳

20 歳



児童養護施設等の耐震化等整備の推進（次世代育成支援対策施設整備交付金）
26年度補正予算(案) 8.8億円

【事業概要】

児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化等を図るための改築又は補強等の整備に要する経費について支援する。

（耐震化等整備対象施設）

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

【補正事由】

今後想定される大規模災害等に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の防災対策を推進することは、緊急の課題であり、防災対策の加速を図る観点から整備を推進し、補正予算として計上するもの。

【所要額】

8.8億円

【実施主体・補助率】

都道府県、指定都市、中核市、市区町村 ・ 定額(1/2相当)

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要 27年度予算(案):56.6億円

- 1 目的
 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業概要等

事業概要	対象施設	整備内容
<p>①通常整備</p> <p>児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。</p>	<p>児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設</p>	<p>創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備</p>
<p>②耐震化等整備</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。</p>	<p>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設 ※その他の施設については「①通常整備」において耐震化等整備が可能</p>	<p>大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備</p>
<p>③スプリンクラー設備整備</p> <p>火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリンクラー整備を図る。</p>	<p>乳児院 ※その他の施設については「①通常整備」においてスプリンクラー設備整備が可能</p>	<p>スプリンクラー設備整備</p>

3 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社
 ※ 27年度から婦人相談所一時保護施設を設置主体を拡大(都道府県→都道府県・指定都市)

4 補助基準額

整備地域、整備規模、加算額が加わるなどにより、補助基準額が異なる(大規模修繕のみ、対象経費の実支出額が基準額)。なお、「②耐震化等整備」及び「③スプリンクラー設備整備」については、「①通常整備」より補助基準額の引き上げを実施。

5 国庫補助率 定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

ひとり親家庭等福祉対策関係の平成27年度予算案

1. 就業支援の推進

母子家庭等対策総合支援事業 74億円の内数

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】
 - ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援（資料1参照）
- 母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】
 - ・在宅就業を希望するひとり親家庭への支援を拡充（資料2参照）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 母子家庭等自立支援給付金事業
 - ・高等職業訓練促進給付金等事業
 - ・自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

2. 子育て・生活支援の推進

母子家庭等対策総合支援事業 74億円の内数

- ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ・生活援助等が必要な場合の家庭生活支援員の派遣など
- ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】
 - ・学習支援ボランティア事業の充実（月2回（年24回）→週1回（年52回））。（資料3参照）
 - ・相談支援、生活支援講習会、ホームフレンドの派遣など

3. 養育費確保支援の推進等

- 養育費及び面会交流に関する事業
 - ・養育費等に関する電話相談や研修等を実施
- 母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）
 - ・養育費専門相談員の配置や面会交流支援事業の実施

4. 自立を促進するための経済的支援

- 児童扶養手当 1,718億円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 44億円

5. 調査研究事業等の推進

- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業 77百万円
 - ・子供の貧困に関する調査研究等を実施
- 母子家庭等自立促進基盤事業 9百万円
 - ・ひとり親家庭の自立促進に関し、民間団体が全国的に行う取組に対する支援
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円
 - ・ひとり親家庭の在宅就業に関する取組事例等の情報提供

6. 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業 47億円
- 婦人保護施設措置費等 22億円